

青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日 令和7年9月12日				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	雑誌	mini SUGAR 9月号	雑誌18425-09	株式会社秋水社
2	雑誌	mini Berry vol.82	雑誌18426-09	株式会社秋水社
3	雑誌	恋愛宣言PINKY 10月号	雑誌08877-10	株式会社秋水社
4	雑誌	恋愛白書パステル 10月号	雑誌19625-10	株式会社宙出版
5	雑誌	麗人 9月号	雑誌09613-9	株式会社竹書房
6	雑誌	コミック艶 vol.40	雑誌67603-91	株式会社リイド社
7	雑誌	実話ナックルズGOLDドキュメント Vol.14	雑誌68539-63	株式会社大洋図書
8	雑誌	実話BUNKAタブー 10月号 2025	雑誌05375-10	株式会社コアマガジン
9	雑誌	芸能お宝最新特報BUZ00000N!!!極 NO.03	雑誌66240-30	株式会社ダイアプレス

図書類の内容が、1から7の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、8、9の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

【注意】

- 1 有害図書類を青少年（18歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 2 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所に有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。
- 3 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 4 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 5 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの20%以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱いってください。

※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。